

プレジャーボートの不法係留対策及び

安全対策について

意見書

平成24年8月

九都県市首脳会議

意見書

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

平成 24年 8 月10日

国土交通大臣 羽田 雄一郎 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊谷 俊人

埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事 森田 健作

東京都知事 石原 慎太郎

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市長 林 文子

川崎市長 阿部 孝夫

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 加山 俊夫

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、余暇時間の増大や生活水準の向上を背景とした親水・海洋性レクリエーションの活発化に伴い、プレジャーボートの放置や投棄が社会問題化しています。

東京湾域においても数多くのプレジャーボートが放置され、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあり、また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は51隻であり、海運、漁業等に対してより深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただいておりますが、さらにプレジャーボートの不法係留の解消と航行安全対策の一層の推進のため、次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。
(国土交通省)
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。
また、港湾法、漁港漁場整備法と同様、河川法においても船舶を放置している違反行為者に対する罰則規定を創設されたい。
(農林水産省、国土交通省)
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。
(国土交通省)
- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。
(国土交通省)
- 5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。
(国土交通省)
- 6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。
(国土交通省)

意見項目の説明

1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。 （国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。

また、港湾法、漁港漁場整備法と同様、河川法においても船舶を放置している違反行為者に対する罰則規定を創設されたい。
（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

また、河川法には、船舶の不法係留に対する罰則規定がないため、港湾法、漁港漁場整備法と同様の罰則規定の創設を要望します。

3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。

(国土交通省)

[説明]

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年106隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は51隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。

(国土交通省)

[説明]

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

5 「小型船舶の登録等に関する法律」に基づく登録情報等について、無料で交付を受けられるような、特別の制度を創設されたい。

(国土交通省)

[説明]

プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正保管の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠です。

平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」(国土交通省総合政策局)の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確知できるようになることと相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高めることが必要である。」との記載があることから、所有者特定の重要性は、広く認識されているといえます。

しかしながら、地方公共団体が所有者を特定するため証明書等の交付を受ける場合、国や独立行政法人と異なり手数料を支払わなければならない、これは地方公共団体における不法係留適正化に支障をきたす恐れがあります。

については、適正化をより一層推進するため、公用申請については手数料を無料にすることを要望します。

**6 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正
されたい。 (国土交通省)**

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。